

平成30年度「^{ふるさと}郷土に学び・育む青少年運動」強調月間実施要領

1 趣旨

文化・スポーツ・芸能など地域で実施される行事が多いこの時期に、青少年の自立の精神と豊かな感性の醸成、国際的感覚やふるさとを愛する心の醸成を目的とした「郷土に学び・育む青少年運動」を家庭・学校・職場・地域及び関係機関・団体等が一体となり、積極的に展開することにより、鹿児島県の古くからの伝統である地域で青少年を育てる気風を盛り上げ、郷土に根ざしたグローバルな人材を育成する。

2 期間

平成30年11月1日（木）～11月30日（金）

3 主唱

鹿児島県，鹿児島県青少年育成県民会議

4 実施機関・団体

鹿児島県，鹿児島県教育委員会，鹿児島県警察本部，鹿児島県青少年育成県民会議
地域青少年育成推進協議会，市町村，市町村教育委員会，青少年育成市町村民会議
校区青少年育成組織，青少年育成関係機関・団体 等

5 運動の進め方

学校，職場，地域，関係機関・団体等は，青少年育成は家庭が基本であるという認識のもとに，鹿児島の教育的伝統と風土を生かしながら，それぞれの実情に応じた取組を，独自に，又は相互に連携して実施する。

また，同期間中に実施される他機関の関連運動とも連携を図りながら，効果的に推進する。

（※「期間中の関連運動」参照）

区 分	運動の基本的な進め方
市町村及び 青少年育成市町村民会議	青少年育成コーディネーターを中心に，具体的な実施計画等を作成するとともに，市町村民会議の機能を強化し，市町村民総ぐるみで本運動が展開できるように効果的な推進を図る。
校区青少年育成組織等	青少年育成推進員を中心に，学校，PTA，警察，青少年育成団体，自治公民館，高齢者団体，地域女性団体，NPO団体，ボランティア団体等と緊密な連携を図り，本運動の周知を図るとともに，校区や地域が一体となった青少年育成を推進する。
家 庭	「早寝早起き朝ごはん」運動の実践など，基本的な生活習慣の育成に努めるとともに，毎月第3日曜日の「家庭の日」・毎月19日の「育児の日」を中心に，家族のふれあう機会を設ける。
学 校	地域が育む「かごしまの教育」県民週間等を通して，地域の方々が「かごしまの教育」や「青少年の健全育成」について一層の周知を図る。
職 場	勤労青少年に働く喜びを与える職場づくりに努めるとともに，「家庭の日」，「育児の日」の子どもへの関わりや毎月第3土曜日の「青少年育成の日」等に行われる青少年育成活動への参加を奨励・支援する。
地 域	「青少年育成の日」を中心に，かごしま地域塾や子ども会活動など地域の特性を生かした青少年育成活動を実践する。
関係機関・団体等	行政と民間団体が緊密に連携し，地域ぐるみで青少年を育む気運を盛り上げ，活発な青少年育成活動が展開されるよう運動の推進を図る。

6 実施事項

(1) 推進体制の充実・強化

【重点取組事項】 地域一体となった非行・事故・インターネットを通じた被害防止

内 容	具 体 策
ア 市町村民会議の推進体制の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年育成関係者のみならず幅広く本運動の活動の内容の普及・啓発を図る。 ・ 管内の学校，P T A，警察，青少年育成団体，自治公民館，ボランティア団体等で組織された市町村民会議の機能を強化するとともに，青少年育成コーディネーターを積極的に活用し，本運動の効果的な推進を図る。
イ 青少年育成コーディネーター及び青少年育成推進員との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年育成コーディネーターは，青少年育成推進員と連携し，各地域の情報を収集し，市町村における青少年の育成や非行・事故・インターネットを通じた被害防止活動を推進するなど本運動の普及・啓発に努める。 ・ 青少年育成推進員は，小学校区内の関係機関・団体，青少年育成指導者等で組織された校区青少年育成組織の会合等を通して，子ども会活動や地域活動等を活用した啓発を行い，保護者のみならず青少年へ直接的な指導も図られるように努める。
ウ 青少年育成推進大会や座談会，連絡会等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村民会議の機能を活用し，先進的な活動の紹介，アンケートの実施，意見交換等，各地域での特色のある活動を参考にし，取組の共通理解と共通実践に努める。
エ 小学校区青少年育成組織の推進体制の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校区内の関係機関・団体，青少年育成指導者等で組織された校区青少年育成組織の会合を開催し，青少年育成推進員と連携し，校区で一体となった青少年育成の推進を図る。

(2) 青少年の育成

【重点取組事項】 家族でのふれあいや地域ぐるみの活動の推進

内 容	具 体 策
ア 大人の意識の高揚・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「家庭の日」，「育児の日」を中心に家族のふれあいを大切にする気運の醸成を図る。 ・ 「早寝早起き朝ごはん」国民運動の習慣化や，家族等と一緒に食卓を囲み，食や生活に関する基礎を習得する「共食」の推進に努め，青少年が日々の生活習慣を見直す取組を推進する。 ・ 鹿児島のごくからの伝統である地域で青少年を育てる気風を盛り上げ，家庭や地域でのあいさつ・声かけを励行し，保護者や地域の大人が子どもの良き手本となる行動・活動を実践し，モラル・ルール等の遵守など社会規範の意識高揚に努める。 ・ テレビ，ゲーム，スマートフォン等の過剰な接触時間を家族で見直す機会を設定して，「家庭でのルール」を振り返る機会を設ける取組を推進する。

<p>イ 地域ぐるみの青少年育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭や学校、職場、地域等が相互に持てる力を十分に発揮し、社会とのつながりや規範意識を高める活動を行い、それぞれの立場で青少年の心の成長に合わせた異年齢集団による体験活動等を推進する。 ・ 鹿児島の古くからの伝統である地域で青少年を育てる気風を盛り上げるとともに、地域の伝統を生かした「かごしま地域塾」を参考にした取組を積極的に行い、地域で青少年を育む気風を盛り上げる。
<p>ウ 青少年の主体的な活動の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「青少年育成の日」を中心に、自然体験活動、子ども会活動、郷土芸能伝承活動、世代間ふれあい活動などを通して青少年育成活動の充実を推進する。 ・ 地域行事（美化・清掃活動、ボランティア活動等）の運営等に関して、青少年自らを企画段階から参画させ、役割を与えるなど、自己有用感を高める方策で進めることで、青少年の主体的な参加や活動を促進する。

(3) 青少年を育てる環境づくりの推進

【重点取組事項】 非行・被害防止に繋がる環境浄化への積極的な取組

内 容	具 体 策
<p>ア 相談体制及び情報提供の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども・若者及びその保護者が一人で悩むことなく安心して相談できる環境を整えるとともに、相談機関が相互に連携し、適切な指導・支援に努めるとともにその特性を生かした就労や就学に結びつくことができるよう地域における伴走型の子どもの若者支援の体制作り等の取組を推進する。 ・ 子ども・若者の社会的自立を支援する県・市町村関係機関や「かごしま子ども・若者総合相談センター（県青少年会館内）」を積極的に周知する。 ・ インターネット利用に関する犯罪被害に関するトラブルに遭った際の相談窓口を積極的に周知する。 ・ 児童虐待問題への理解を一層深め、その未然防止や早期発見などの取組が社会全体で進められるよう児童相談所全国共通ダイヤル189（いちはやく）の周知を含め、広報啓発を実施する。（「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」）
<p>イ 啓発・補導活動の強化、非行防止活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境に関する法律の改正（H29）」、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第4次）」に基づき、青少年や低年齢層の子どもの保護者も対象に子どもの適切なインターネットの利用に関する教育及び啓発活動の推進、フィルタリングの有効性及び設定方法についてその仕組みとともに設定方法について周知徹底を図る。 ・ 不良行為及び初発型非行（犯罪）に対して組織的かつ計画的な活動を実施し、深夜はいかい、未成年者の飲酒・喫煙、薬物乱用等の早期発見と適切な助言や指導についての共通理解・共通実践を図る。
<p>ウ 青少年を守る環境づくりの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年の深夜外出を「しない・させない」環境づくりを推進する。 ・ カラオケボックスやインターネットカフェなど目につきにくい場所における喫煙・飲酒等を防止する管理者対策を図る。 ・ インターネット利用による犯罪被害から青少年を守るための対策や、「ネットいじめ」「自撮り被害」「リベンジポルノ」等被害防止に向けた学習会の開催、ネット依存対策など、青少年や保護者等に対し、インターネットの適切

	<p>な利用に関する認識を深めてもらうための広報啓発活動を推進する。</p> <p>(広報啓発例) ※安心・安全にインターネットを活用させるために</p> <ul style="list-style-type: none"> ○インターネットを利用した児童買春・児童ポルノ等の子どもの性被害防止対策 ○SNS・プロフサイト等への書込みによるネットいじめ防止対策 ○睡眠時間を削るなど日常生活に干渉を及ぼす程度のインターネットへ過剰に依存する問題に関する啓発活動 ○覚せい剤、大麻等のほか、青少年が安易に危険ドラッグを手にすることがないようにあらゆる機会を活用した危険性や有害性に関する啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童買春や児童ポルノ、ストーカーや「リベンジポルノ」等の犯罪被害防止に係る対策を推進する。(「子どもの性被害防止プラン」) ・ 地域(学校・警察・自治体・各種団体等)が一体となった登下校時における総合的な防犯対策を強化する。(「登下校防犯プラン」) ・ 声かけ事案対策や防犯対策等、子どもの安全対策状況の確認を行う。 ・ 過去の事案も参考に子どもの視点からも危険箇所点検や危険箇所表示等の状況の確認を行う。 ・ 地域における環境点検による有害環境浄化活動の推進状況を確認する。 ・ 防犯教室等を通して、ストーカー事案に対する対策を行う。
--	--

(4) 関係機関・団体が相互に連携した運動の推進

【重点取組事項】 広報・啓発を通じた運動の活性化

内 容	具 体 策
ア 情報収集・情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関・団体等の青少年育成活動やボランティア活動、地域行事等の情報収集・情報提供を積極的に行い、地域の青少年活動の活性化を促進する。
イ 広報啓発活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌(紙)やポスター、懸垂幕、看板、広報車、有線・無線放送等により、本運動の広報・啓発を推進する。 ・ 「青少年育成の日」(第3土曜日)、「家庭の日」(第3日曜日)、「育児の日」(毎月19日)の広報・啓発を図る。 <p>(広報啓発例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「のぼり旗」の設置、イベントにおけるチラシ等への掲載 ○ 広報車や店舗による効果的な時間帯での広報 ○「まあるくなった」のCDを活用した広報
ウ 関係機関・団体及び民間団体等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関・団体、青少年育成指導者等で組織された青少年育成組織の会合等での青少年関連事業の調整を行うなど、地域の構成団体が緊密に連携し、一体となって本運動を展開できるよう推進する。

- 「期間中の関連運動」**
- 「子供・若者育成支援強調月間」(内閣府) 11月1日～30日
 - 家族の週間(内閣府) 11月1日～24日 ※家族の日: 11月18日(日)
 - 児童虐待防止推進月間(くらし保健福祉部子ども家庭課) 11月
 - 麻薬・覚醒剤乱用防止運動(薬務課) 10月1日～11月30日
 - 児童虐待への対応における取組の強化(県警少年課) 11月
 - 「地域が育む『かごしまの教育』県民週間」(教育庁総務福利課) 11月1日～7日